



総合病院岡山協立病院訪問リハビリテーション
及び介護予防訪問リハビリテーション
[介護保険]

- ・ (介護予防)訪問リハビリテーションサービス契約書
- ・ (介護予防)訪問リハビリテーション利用契約に
おける個人情報使用同意書
- ・ サービス内容説明書
- ・ 重要事項説明書

訪問リハビリテーション事業者
総合病院岡山協立病院
リハビリテーション部

〒703-8511 岡山市中区赤坂本町 8-10
TEL 086-272-2121 (直通:086-899-8271)
FAX 086-271-0919

(介護予防)訪問リハビリテーションサービス契約書 兼 (介護予防)訪問リハビリテーション利用契約における 個人情報使用同意書

第1条 (契約の目的)

事業者は、介護保険に関する法令の趣旨に従い、利用者が居宅において、その有する能力に応じてできる限り自立した日常生活を営むことができるよう、訪問リハビリテーションサービスを提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条 (契約期間)

- 1 この契約の有効期間は、20 年 月 日から利用者の要介護（要支援）認定の有効期間が満了する日までとします。
- 2 この契約期間の満了する日の7日前までに、利用者から契約終了の申し出がない場合には、この契約は次の要介護（要支援）認定の有効期間が満了する日まで自動的に更新されるものとします。
- 3 利用者が何らかの理由で入院し、訪問リハビリテーションを中止せざるを得ない状況になり、且つ訪問リハビリテーション指示書の期限を越えた場合、この契約は終了となります（再開する場合は、再度契約を交わす必要があります）。

第3条 (提供するサービス)

事業者は、理学療法士、作業療法士、及び言語聴覚士を利用者の居宅に派遣し、別紙の「サービス内容説明書」に基づき、リハビリテーションサービスを提供します。

第4条 (訪問リハビリテーション計画の作成・変更)

- 1 具体的なサービス提供に際し、事業者は、利用者またはその家族の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、関連職種（主治医、介護支援専門員、看護師等）と共同して、居宅サービス計画に沿った「訪問リハビリテーション実施計画書」をサービス利用開始時と、以降概ね3ヶ月毎に作成します。
- 2 事業者が訪問リハビリテーション計画の変更を必要と判断した場合、または利用者及びその家族が訪問リハビリテーション計画の変更を希望した場合には、事業者は利用者及びその家族の希望を考慮するとともに、双方の合意をもって訪問リハビリテーション計画を変更することとします。

第5条 (料金・支払方法)

この契約書に基づき、事業者が提供するサービス等に関する料金・支払方法は別紙「重要事項説明書」のとおりです。

第6条（サービスの中止）

- 1 利用者は、事業者に対してサービス提供日の午前9時前までに通知をすることにより、サービス利用を中止することができます。
- 2 利用者は病状の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、サービス利用を中止することができます。
- 3 運動負荷基準（別名アンダーソン基準）に従い、利用者の心身状態が不良であると事業者が訪問時に判断した場合、サービスの提供を中止する場合があります。
- 4 事業者が体調不良等でサービスを提供できず、他事業者による代行訪問や代替日の設定もできない場合に限り、サービスの提供を行えないことがあります。
- 5 悪天候など安全な運行ができないと想定される場合は、規定に従い、サービス利用を中止する場合があります。

第7条（重要事項説明書）

この契約に際し、事業者は利用者に対して、あらかじめサービス提供に関する重要な事項を書面にて説明するものとします。

また、その書面の内容は、本契約に規定されている内容を補完するものとします。

第8条（契約の終了）

次の各号のいずれかに該当した場合には、この契約は自動的に終了します。

- 1 利用者が病院に入院した場合
 - （1）退院の見通しが全くない場合
 - （2）退院の見通しはあるが3ヶ月を過ぎた場合

*入院した場合は再開時に日時の変更をお願いする場合があります
 - 2 利用者が介護保険施設に入所した場合（但し、短期入所（ショートステイ）は除く）
 - 3 利用者の要介護認定区分が自立（非該当）と認定された場合
 - 4 利用者が死亡した場合
 - 5 利用者が身体障害者療護施設へ入所する等、介護保険の被保険者としての資格を喪失した場合
 - 6 利用者の体調不良等により1ヵ月以上サービスが提供できない場合
- *再開する場合は、再度契約を交わす必要があります

第9条（利用者の解約権）

- 1 利用者は事業者に対して、この契約の解約を希望する日の7日前までに解約を申し

入れることにより、利用者が希望する日をもって契約を解約することができます。

- 2 利用者は前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当した場合には、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - (1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - (2) 事業者が第11条に定める守秘義務に反した場合
 - (3) 事業者が利用者又はその家族などに対し社会通念を逸脱する行為を行った場合

第10条（事業者の解約権）

- 1 事業者は、次の各号のいずれかに該当した場合には、利用者に対して契約終了日の1か月前までに理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。この場合事業者は、利用者の居宅介護支援事業所に対し情報を提供します。
 - (1) 事業規模の縮小
 - (2) 事業の休廃止
 - (3) やむを得ない事情により自らサービスの提供が困難になった場合
- 2 事業者は、利用者またはその家族等が利用料の支払遅延など、故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の申し入れにもかかわらず改善せず、この契約の目的を達することが困難となったときは、文書により2週間以上の予告期間をもって契約を解約することができます。

第11条（秘密保持）

- 1 事業者及び事業者が使用する者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者とその家族に関する秘密について、利用者や家族または第三者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がない限り第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者とその家族それぞれからあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者またはその家族の個人情報を用いません。

第12条（個人情報保護）

事業者は、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で利用者の個人情報を使用します。

- 1 使用する目的
事業者が介護保険法に関する法令に従い、利用者の居宅サービス計画に基づき、訪問リハビリテーション等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合。
- 2 使用にあたっての条件
個人情報の提供は、上記12条1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際は関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

3 個人情報の内容（例示）

- ・ 氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等事業者が訪問リハビリを行うために最小限必要な利用者や家族個人に関する情報
- ・ 認定調査票（85項目及び特記事項）、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見（認定結果通知書）

- ・ その他の情報

※「個人情報」とは、利用者個人と家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。

第13条（情報開示）

事業者は利用者の求めに従って、利用者自身に関する情報（訪問リハビリテーション診療記録、サービス提供記録に関するもの、その他）を開示します。ただし、利用者本人あるいは身元引受人でない方（他の家族等）からの請求については、利用者本人の了解を得てからの情報提供になります。

第14条（緊急の対応）

事業者は、現に訪問リハビリテーションの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、家族又は緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治医に連絡を取るなど必要な措置を講じます。

第15条（連携）

- 1 事業者は訪問リハビリテーションの提供にあたり、介護支援専門員及び保険医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めます。
- 2 事業者はこの計画の内容が変更された場合、又はこの契約が終了した場合は、その内容を記した書面の写しを速やかに介護支援専門員に送付します。なお、第10条に基づいて解約通知をする際には事前に介護支援専門員に連絡します。

第16条（相談・苦情対応）

事業者は利用者からの相談・苦情に対応する窓口を設置し、訪問リハビリテーションに関する利用者の要望・苦情に対し迅速に対応します。

第17条（本契約に定めない事項）

- 1 利用者及び事業者は、信義誠実を持ってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めない事項については、介護保険法令その他法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第 18 条（利用者代理人）

- 1 利用者は、代理人を選任してこの契約を締結することができ、また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。
- 2 利用者の代理人選任に際して必要がある場合は、事業者は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

第 19 条（虐待防止のための措置に関する事項）

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	リハビリテーション部	主任	黒原	道雄
-------------	------------	----	----	----

第 20 条（身体的拘束等の適正化に関する事項）

事業所は、身体的拘束等の適正化のための指針を整備し、従業者に対して身体的拘束等の適正化のための研修を定期的の実施しております。

第 21 条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は利用者の住所地を管轄する裁判所を第一管轄裁判所とすることを予め合意します。

以上、本書を作成し利用者・事業者が署名捺印のうえ、当事業所が保有・保管します。また、その複写を利用者が保管・保有することで、この契約の締結を証するものとします。

私と貴事業所との間の介護保険法に基づく契約書第 11 条の秘密保持・第 12 条の個人情報保護に関し、貴事業所が私のよりよき介護のためのサービス担当者会議等において、私の個人情報を契約のための有効期間中、用いることに同意します。

20 年 月 日

利用者

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

電話 _____

ご家族

代筆者 (_____ 続柄 _____)

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

電話 _____

(続柄 _____)

代理人

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

電話 _____

(続柄 _____)

事業者

住所 岡山市中区赤坂本町 8-10

名称 総合病院岡山協立病院

氏名 院長 高橋 淳 _____ 印 _____

電話 086-272-2121

サービス内容説明書

当事業者が提供するサービスは以下の通りです。

1 サービス提供日時及び担当者

20 年 月 日から開始

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士（ ）毎週（ ）曜日 時 分から
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士（ ）毎週（ ）曜日 時 分から
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士（ ）毎週（ ）曜日 時 分から

2 訪問リハビリテーション実施計画書について

- (1) 訪問リハビリテーション実施計画書は、訪問リハビリテーションサービスを提供するに当たって、具体的な目標等を設定することで、効果的にリハビリテーションを提供させていただくことを目的に作成しています。
- (2) 訪問リハビリテーション実施計画書は、訪問リハビリテーションサービスの初回と以降概ね3ヶ月毎に作成し、現状とご本人・ご家族の希望、目標等を確認させていただきます。計画内容に対しご本人若しくはそのご家族の了承が得られましたら、サインを頂きます。(もし、書字が困難な場合は担当療法士がご本人の了承を得られた場合に代筆にてサインさせていただきます)
- (3) 訪問リハビリテーション実施計画書の作成による費用発生はありません。

3 カンファレンスについて

- (1) 訪問リハビリテーションにおけるカンファレンスは、必要に応じて開催させていただきます。

4 サービスの休みについて

- (1) 当事業における訪問リハビリテーションサービスは土曜・日曜・祝日・年末年始(12/30～1/3)お休みとさせていただきます。
- (2) 訪問担当者が当日、体調不良等で欠勤した場合は、当事業から連絡させていただき、あなたの了解を得ます。また、その日の訪問リハビリテーションサービスは以下のようになります。
 - ① 休み
 - ② 代替日によるサービス提供日の振り替え
 - ③ 代行者によるサービス提供

5 キャンセルについて

キャンセルする場合は、当日の午前9時までにご連絡下さい。

6 訪問リハビリテーション提供時間

月～金曜日 午前8時30分～午後5時00分

重要事項説明書

1 事業概要

事業者名称	総合病院 岡山協立病院
主たる事務所の所在地	岡山市中区赤坂本町 8-10
法人種別	その他の法人
代表者名	高橋 淳
電話番号	086 (272) 2121

介護保険法令に基づき、指定を受けている事業者名称（指定番号）	各事業者につき介護保険法令に基づき、指定を受けている居宅介護サービスの種類
総合病院 岡山協立病院（3310110626）	訪問リハビリテーション

2 事業の目的と運営方針

<事業の目的>

病気やけがなどにより要介護または要支援状態にあり、かかりつけの主治医が訪問リハビリテーションの必要性を認めた利用者に対し、事業者の理学療法士、作業療法士、及び言語聴覚士が適切なサービスを提供することを目的とします。

<運営の方針>

- （1）指定訪問リハビリテーション事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ります。
- （2）指定介護予防訪問リハビリテーションの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図ります。
- （3）事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

3 従業員の職種、員数及び職務の内容

（1）管理者 1名（常勤）

事業所の従業員の管理及び指定通所リハビリテーション等の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。

（2）医師 1名以上（常勤）

理学療法士 3名以上

作業療法士 3名以上

言語聴覚士 3名以上

指定介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき、指定訪問リハビリテーション等の提供にあたります。

4 訪問リハビリテーションサービス提供の心得

- (1) このサービスの提供にあたっては、あなたの要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態となることの予防になるよう、適切にサービスを提供します。
- (2) サービスの提供にあたっては、医師の指示及び別紙訪問リハビリテーション計画書に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう妥当適切に行います。
- (3) サービスの提供は懇切丁寧に行い分かりやすいように説明しますが、分からないことがある場合、いつでも担当者にご遠慮なく質問してください。
- (4) 当事業者は、訪問リハビリテーション計画書に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告します。

5 担当職員の変更について

- (1) いつでも担当者の変更を申し出ることができます。その場合、当事業者は訪問リハビリテーションサービスの目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。

当事業者は正当な理由がある場合に限り、訪問事業者の変更をすることがあります。その場合には1ヶ月前に報告し、あなたの了解を得ます。その後、変更事業者の担当者と同伴訪問して引継ぎをさせていただきます。

正当な理由とは以下の場合です。

- ① 当該事業者の現員からは利用申込に応じきれない場合。
- ② 利用申込者の居住地が当該事業者での通常の事業の実施地域外である場合。
- ③ その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供するのが困難な場合。
- ④ 担当者が退職する場合。

6 訪問事業者の変更について

- (1) 当事業者はあなたの担当者に正当な理由がある場合に限り、訪問事業の変更をすることがあります。その場合にはあなたの了解を得ます。
- (2) 当事業者は正当な理由がある場合に限り、訪問事業者の変更をすることがあります。その場合には1ヶ月前に報告し、あなたの了解を得ます。その後、変更事業者の担当者と同伴訪問して引継ぎをさせていただきます。

7 利用料

- (1) 訪問リハビリテーションサービスが介護保険の適用を受ける場合、介護保険負担割合証により確認した負担額の割合の利用料をお支払いただきます。
- (2) ただし、介護保険の支給限度額以上のサービスの提供につきましては10割を請求いたします。
- (3) 提供を受ける訪問リハビリテーションサービスが介護保険の適用を受けないサービスについては、対応しかねますのでご了承下さい。
- (4) 当事業者はあなたに対し、毎月15日までに請求書を発行します。
- (5) 毎月の利用料およびその他必要経費は、当事業所の定める方法にてお支払いください。
- (6) 交通費は事業所の定める範囲内は必要ありません。
- (7) キャンセル料について、当日の午前9時までに連絡がない場合は、利用料の全額を請求いたします。

8 料金例

訪問リハビリテーションご利用料

時間/1回：(20分 ・ 40分 ・ 60分) /1回

料金表

サービス内容	非介護保険対応時料金	介護保険対応時料金 (1割負担の場合)
訪問リハビリテーション(20分)	約3080円	約308円
訪問リハビリテーション(40分)	約6160円	約616円
訪問リハビリテーション(60分)	約9240円	約924円
短期集中リハビリテーション加算 (退院・退所又は要介護認定日より起算し 3ヶ月以内の場合で1日につき1回算定)	約2000円	約200円
認知症短期集中リハビリテーション加算 (退院・退所又は要介護認定日より起算し 3ヶ月以内の場合で1日につき1回算定)	約2400円	約240円
サービス提供体制強化加算Ⅰ(20分)	約60円	約6円
サービス提供体制強化加算Ⅰ(40分)	約120円	約12円
サービス提供体制強化加算Ⅰ(60分)	約180円	約18円
リハビリテーションマネジメント加算イ (1月につき1回算定)	約1800円	約180円
リハビリテーションマネジメント加算ロ (1月につき1回算定)	約2130円	約213円
移行支援加算(1日につき1回算定)	約170円	約17円
予防訪問リハビリテーション(20分)	約2980円	約298円
予防訪問リハビリテーション(40分)	約5960円	約596円
予防訪問リハビリテーション(60分)	約8940円	約894円
介護予防リハビリテーション短期集中 リハビリテーション加算	約2000円	約200円
サービス提供体制強化加算Ⅰ(20分)	約60円	約6円
サービス提供体制強化加算Ⅰ(40分)	約120円	約12円
サービス提供体制強化加算Ⅰ(60分)	約180円	約18円
退院時共同指導加算(初回1回限り)	約6000円	約600円

上記表を基に、具体的に例を挙げると(1割負担の場合)・・・

□ 要介護で週1回40分ご利用の方の1日あたりの費用は

訪問リハビリテーション約616円＋サービス提供体制強化加算約12円

＋移行支援加算約17円 ＝ 約645円

＋短期集中リハビリテーション加算 ＝ 約845円

※1月につき1回リハビリテーションマネジメント加算イ約1800円・加算ロ約213円

□ 要支援で週1回40分ご利用の方の1日あたりの費用は

介護予防訪問リハビリテーション約596円＋サービス提供体制強化加算約12円

＝ 約608円 ＋ 短期集中リハビリテーション加算2000円 ＝ 808円

*料金表で約となっているのは介護保険1単位当たりの単価がサービス内容と事業所の所在地によって10円～11.26円と変動があるため。

9 緊急時の対応方法

サービス提供中に容態の変化等があった場合は、主治医又は協力医療機関へ連絡し、医師の指示に従います。又緊急連絡先に連絡致します。

協力医療機関

利用者の主治医

電話番号

緊急連絡先

電話番号

利用者との関係（ ）

10 悪天候・災害時におけるサービスの中止について

車での移動に危険を伴うことが予測される以下の場合をサービス中止する場合があります

(1) 中止基準

- ①台風の接近で暴風警報が発令され、かつ自動車の運転が困難と予測される場合
- ②大雨によりサービス提供地域内の河川（旭川・吉井川・百間川・笹ヶ瀬川など）で氾濫警戒情報がでている場合
- ③積雪により交通渋滞が予測され、安全な運行が出来ない場合

(2) 中止の場合

当日午前 8：30 時点で中止基準をみたし管理部が中止の判断を下した場合、訪問リハビリ担当者より中止のご連絡をします。

また事前に危険が予想される場合にも、訪問リハビリ担当者より、前日にご連絡を行います。

11 サービス内容に関する苦情相談等

訪問リハビリテーションご利用者様サービス相談窓口

総合病院岡山協立病院 リハビリテーション部 主任 黒原 道雄

T E L 086-272-2121（直通 086-899-8271）

受付時間（月～金曜日 午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 00 分）

岡山県国民健康保険団体連合会 086-223-8811

岡山市介護保険課 086-803-1240

岡山市事業者指導課 086-212-1012

- 1) 私は訪問リハビリテーションサービスの提供開始にあたり、
事業者（担当 ）からサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

2) リハビリ状況確認等の会議におけるテレビ電話等の活用について

☐同意します

☐同意しません

20 年 月 日

利用者

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

電話 _____

代筆者 (_____ 続柄 _____)

ご家族

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

電話 _____

(続柄 _____)

代理人

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

電話 _____

(続柄 _____)

事業者

住所 岡山市中区赤坂本町 8-10

名称 総合病院岡山協立病院

氏名 院長 高橋 淳 _____ 印 _____

電話 086-272-2121